

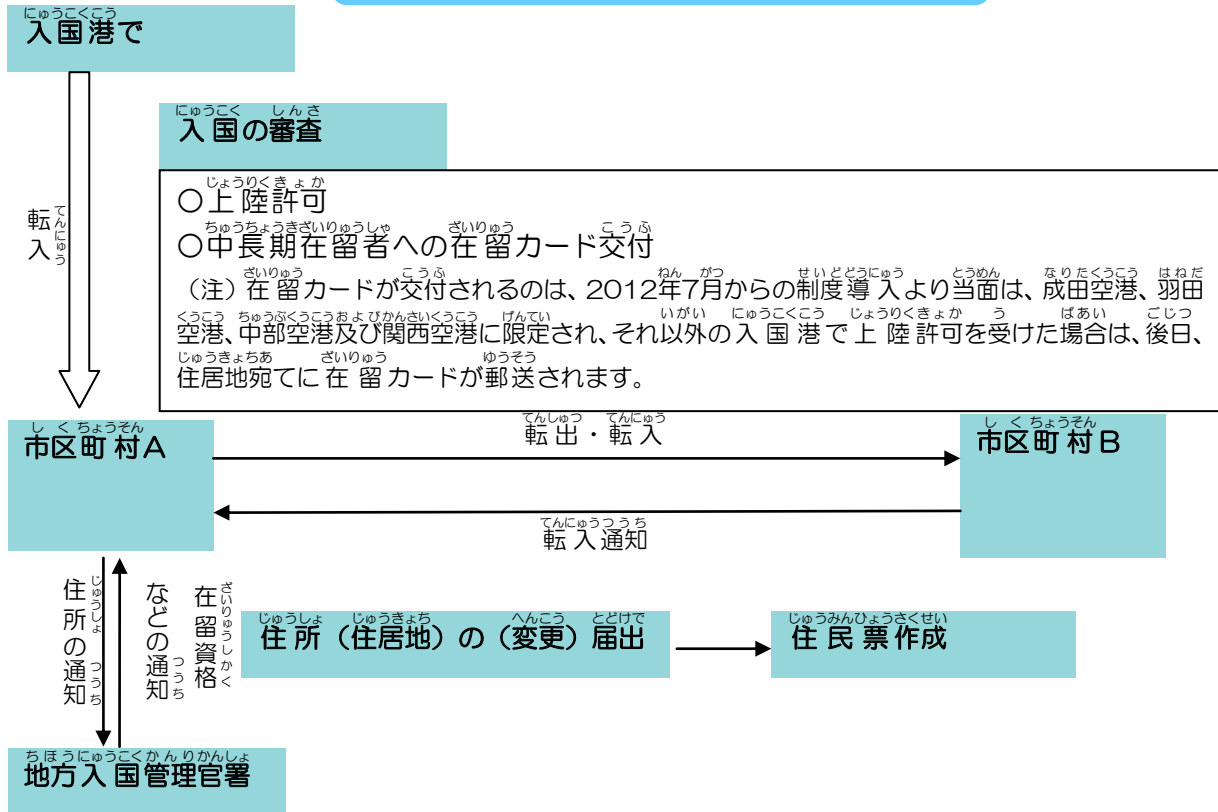


A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度

(※2012.7.9からの内容です)

▲ A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度 のトップ

新しい制度における手続きの流れ



地方入国管理官署での申請・届出

- 氏名、生年月日、性別、国籍・地域の変更届出 (しめい せいねんがっぴ せいべつ こくせき ちいき へんこうとどけて)
- 在留カードの有効期間更新申請 (ざいりゅう けうこうきかんこうしんしんせい)
- (永住者・16歳の誕生日を迎える方) (えいじゅうしや さい だんじゅうび むか かつ)
- 在留カードの再交付申請 (ざいりゅう さいこうふしんせい)
- (在留カードの紛失、盗難、滅失、著しい毀損又は汚損等をした場合) (ざいりゅう ぶんしつ とうなん めつしつ いちじる きそんまた おそんとう ばあい)
- 所属機関・配偶者に関する届出 (しよぞくきかん はいぐうしや かん とどけて)
- (就労資格や「留学」等の学ぶ資格、配偶者としての身分資格で在留する方) (じゅうろうしかく りゅうがく とう まな しかく はいぐうしや みぶんしかく ざいりゅう かつ)

在留許可にかかる申請

(在留期間更新許可、在留資格変更許可等)
中長期在留者の方には新しい在留カードが交付されます。